

令和8年5月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南種子町長 小園 裕康

市町村名 (市町村コード)	南種子町 (465020)
地域名 (地域内農業集落名)	長谷地区 (新長谷集落、赤石集落、第一長谷集落、長谷野集落、有尾集落、摺久保集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	5月22日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

長谷地区は、町の北部に位置し、畑地が多い地域である。さとうきびやでん粉原料用さつまいも、青果用さつまいもを中心とした生産が行われているが、担い手(認定農業者、認定新規就農者)の高齢化が進んでおり、兼業農家をはじめとした多様な農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

さとうきびやでん粉原料用さつまいもの生産安定を基本とし、青果用さつまいもや露地野菜の産地拡大を進める。
担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する経営体を受け入れるとともに、新たな農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用調整する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	265 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	182 ha
(うち保全、管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の基盤整備が行われている農地及びそれに隣接する農地を農業上の利用が行なわれる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地、山間部に散在する農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進委員が連携し、農地バンクを通じて担い手を中心に集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地バンクへ農地の貸付けを行い、農業法人や規模拡大希望農家への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者及び耕作者への意向調査を随時実施し、県営事業等を活用した基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保、育成の取組方針
地区内外から新規就農者の受け入れを推進し、担い手として育成していくため、県やJAと連携し、相談から定着まで継続した支援体制を構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる受託作業は、一般社団法人南種子結農社を中心に関係者と連携を図りながら委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機、減農薬、減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化、輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料、資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全、管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲に取り組む。
- ②町有機農業推進協議会と連携して、有機・減農薬・減肥料に取り組む。
- ⑧担い手の営農状況などを考慮の上、農業用施設の設置及び集約化を進める。

令和8年5月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南種子町長 小園 裕康

市町村名 (市町村コード)	南種子町 (465020)	
地域名 (地域内農業集落名)	上中地区 (大宇都集落、上之平集落、本町集落、共栄集落、上野集落、仲西集落、西之町集落、 焼野集落、山崎集落、新栄町集落、河内集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月22日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上中地区は、町の北中央部に位置し、畑地が多い地域である。さとうきびやでん粉原料用さつまいも、青果用さつまいもを中心とした生産が行われているが、担い手(認定農業者、認定新規就農者)の高齢化が進んでおり、兼業農家をはじめとした多様な農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

さとうきびやでん粉原料用さつまいもの生産安定を基本とし、青果用さつまいもや露地野菜の産地拡大も進める。
担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する経営体を受け入れるとともに、新たな農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用調整する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	117 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の基盤整備が行われている農地及びそれに隣接する農地を農業上の利用が行なわれる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地、山間部に散在する農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進委員が連携し、農地バンクを通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地バンクへ農地の貸付けを行い、農業法人や規模拡大希望農家への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者及び耕作者への意向調査を随時実施し、県営事業等を活用した基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から新規就農者の受け入れを推進し、担い手として育成していくため、県やJAと連携し、相談から定着まで継続した支援体制を構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる受託作業は、一般社団法人南種子結農社を中心に関係者と連携を図りながら委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲に取り組む。
- ②町有機農業推進協議会と連携して、有機・減農薬・減肥料に取り組む。
- ⑧担い手の営農状況などを考慮の上、農業用施設の設置及び集約化を進める。